

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 (06-6115-7832)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市立デザイン教育研究所入学科及び授業料の減免申請
概 要	大阪市立デザイン教育研究所の入所料及び授業料減免制度は、大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定によるほか、学業に精励し、かつ天災その他の災害により、授業料を納付することが困難と認められた方の授業料を減免し、教育の機会均等を図ることを目的としています。
根拠法令等 及び条項	・ 大阪市立デザイン教育研究所条例（昭和62年10月1日条例第49号） 第7条 ・ 大阪市立デザイン教育研究所授業料等に関する取扱方法（平成元年4月1日（教育長）達第1号）第3条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	大阪市立デザイン教育研究所入学科及び授業料の減免の審査基準は、次に該当する場合です。 ・ 大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定に該当する者 ・ 学業に精励しており、天災その他の災害により授業料を納付することが困難と認められる場合 （参考） ○大阪市立デザイン教育研究所条例（抄） （入学科及び授業料の減免） 第7条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による入所料又は授業料の減免のほか、教育委員会は、災害により授業料を納付することが困難な者その他、特別の事情があると認める者に対して入所料及び授業料を減免することができる。 ○大阪市立デザイン教育研究所授業料等に関する取扱方法（抄） 第3条 教育長は、学業に精励している者で、かつ天災その他災害により授業料の納付が困難と認められる場合、減免することができる。
標準処理期間	30日間
経由日数	約7日
提出先	教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当（経由機関：大阪市立デザイン教育研究所）
提出時期	随時
提出方法	・ 願書に必要事項を記入し、必要書類を添えて大阪市立デザイン教育研究所へ提出してください。 ・ 必要書類等、詳細については大阪市立デザイン教育研究所にご確認ください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立デザイン教育研究所
ホームページ	
備 考	